

# 大同二年の采女制度停止について

岡田 幸子

「キーワード」①采女 ②女官 ③平城朝 ④藤原葉子」

はじめに

采女は後宮の下級女官で、地方豪族の姉妹や娘が中央に貢進されてその役職についていた。この制度は『日本書紀』より、大化前代から続いてきたことがわかっている。しかし、大同二年（八〇七）十一月に貢進が停止され、弘仁四年（八一三）になって改めて再開されることになる。本稿では、采女の貢進制度が停止された背景について考えていきたい。

このテーマについては、先行研究では後宮の内部事情と関連して考察されている。しかし、後宮制度についての史料は少なく、また数が限られている。そのため、後宮制度のみに注目しては、検討できる範囲も限られ

てしまい、采女制度について正確な検討が出来なくなってしまうのではないだろうか。私は、采女制度は、後宮だけでなく地方の状況とも関わるため、より大きな枠組みの中で考えていくことが必要だと考える。そこで、采女貢進制度が停止された背景について、采女制度の変化、采女の職務、地方との関わりや同時代の政策と関連付けて考えていきたい。

## 第一章 先行研究について

はじめに、采女の貢進制度停止について述べている須田春子氏、門脇禎二氏、春名宏昭氏<sup>①</sup>の見解について検討する。

まず須田氏は、次の三つの大同年間の法規改廃と藤原薬子の関連を指摘している。

- (一) 大同二年五月三日 關司奏の停止
- (二) 同十六日 采女の貢進停止
- (三) 同年十二月十五日 内侍司の地位向上

これら三つの政策は、平城天皇の即位の翌年に行われている。須田氏はこの点を異様な措置とみており、その背後に藤原薬子が関わっていたとしている。薬子の政治への関与については、次の記事から<sup>②</sup>指摘している。

〔史料一〕『日本後紀』卷二十 弘仁元年（八一〇）九月己酉条

藤原朝臣葉子自殺。葉子、贈太政大臣種継之女、中納言藤原朝臣繩主之妻也。有<sub>二</sub>三男二女<sub>一</sub>。長女、太上天皇為<sub>二</sub>太子<sub>一</sub>時、以<sub>レ</sub>選入<sub>レ</sub>宮。其後葉子以<sub>二</sub>東宮宣旨<sub>一</sub>出<sub>二</sub>入臥内<sub>一</sub>。天皇私焉。慮<sub>二</sub>姪之傷<sub>レ</sub>義、即令<sub>二</sub>駢逐<sub>一</sub>。天皇之嗣<sub>レ</sub>位、徵為<sub>二</sub>尚侍<sub>一</sub>。巧求<sub>二</sub>愛媚<sub>一</sub>、恩寵隆渥。所<sub>レ</sub>言之事、无<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>聽容<sub>一</sub>。百司衆務、吐納自由。威福之盛、熏<sub>レ</sub>灼四方<sub>一</sub>。属<sub>二</sub>倉卒之際<sub>一</sub>、与<sub>二</sub>天皇<sub>一</sub>同<sub>レ</sub>輦。知<sub>二</sub>衆惡之歸<sub>レ</sub>己<sub>一</sub>。遂仰<sub>レ</sub>藥而死。

ここでは、藤原葉子が平城天皇の寵愛を受け、偽りやかこつけを申し上げて政治に関与し、權威を振りかざしたことが記されている。

須田氏によれば、これらの政策は葉子の専朝期間に一举に行われている。そして、闈司は内侍司と同様に「奏・伝」を担う重要な役職であり、更に采女も内侍司のように天皇に近侍していた。これを受けて葉子は、老年の焦りから後宮に出仕する若い女性を排除しようとして圧力を加えたとしている<sup>3)</sup>。

次に門脇氏は、藤原葉子の政治への関与に加えて、貴族出身の女官の采女への軽蔑もその背景として言及している。

その根拠の一つに『続日本紀』宝龜四年五月辛巳条を挙げており、当時采女を「青衣」と称していたことに注目している。青衣は、中国では卑しい女の意味であり、采女は卑しい出身という考えが強まってきた、采女への軽蔑を端的に示していたのが葉子であると門脇氏は主張している<sup>4)</sup>。

以上のように、須田氏と門脇氏は後宮の内部事情に注目しているが、このような見解に対しては疑問に思う

点もある。まず、「年老いた薬子の焦り」という須田氏の見解は、やや主観的な面が強い。

加えて、内侍司の女官の位階については、宝龜八年（七七七）、宝龜十年（七七九）にも上げられている<sup>⑤</sup>。

〔史料二〕『続日本紀』卷三十五 宝龜十年（七七九）十二月己未条

己未。勅、内侍司多置<sup>二</sup>職員<sup>一</sup>。給<sup>レ</sup>祿之品。懸劣<sup>二</sup>比司<sup>一</sup>。自今以後。宜<sup>レ</sup>准<sup>二</sup>藏司<sup>一</sup>。

この二度の勅により、尚侍が従五位から正三位に、典侍が従六位から従四位に上げられている。次に大同二年の内侍司の位階の上昇をみてみる。

〔史料三〕『類聚三代格』卷五 定官員并官位事 大同二年（八〇七）十二月十五日太政官奏

太政官謹奏

擬<sup>二</sup>定位階<sup>一</sup>事

内侍司

尚侍二人

右件祿令准<sup>二</sup>従五位<sup>一</sup>。今准<sup>二</sup>従三位官<sup>一</sup>。

典侍四人

右件祿令准<sup>二</sup>従六位<sup>一</sup>。今准<sup>二</sup>従四位官<sup>一</sup>。

掌侍四人

右件禄令准<sub>レ</sub>從七位<sub>一</sub>。今准<sub>レ</sub>從五位<sub>一</sub>。

右謹檢<sub>レ</sub>令条<sub>一</sub>。尚侍者奉<sub>レ</sub>常侍奏請宣伝<sub>一</sub>、典侍者若為<sub>レ</sub>尚侍<sub>一</sub>代掌<sub>レ</sub>宣伝<sub>一</sub>。掌侍者雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>奏請<sub>一</sub>、而臨時処分得<sub>レ</sub>預<sub>レ</sub>宣伝<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>茲准量、所<sub>レ</sub>務是重。而准位猶卑。禄賜欠少。伏望、昇<sub>レ</sub>進爵級<sub>一</sub>、品秩相当。臣等商量所<sub>レ</sub>定如<sub>レ</sub>前。謹録<sub>レ</sub>事状<sub>一</sub>、伏聽<sub>レ</sub>天裁<sub>一</sub>。謹以申聞謹奏。聞。

大同二年十二月十五日

ここでは、尚侍、典侍、掌侍の位階が再び上げられているが、尚侍は宝龜十年の正三位よりも低い位となっている。なお、掌侍の位階は宝龜八、十年には上げられておらず<sup>(6)</sup>、今回初めて上げられた。

また、宝龜十年に尚侍と典侍の位階が上がったにも関わらず、「准位猶卑」とあるため宝龜十年から大同二年の間に尚侍と典侍の位階が下がったと考えられる。大同二年の内侍司の位階の変更は宝龜十年とあまり変わらないため、この措置は、内侍司の位階を以前の位に戻したものであるという印象がある。

大同三年（八〇八）四月には、葉子は典侍の地位にあり<sup>(7)</sup>、自身が所属している内侍司の位階の上昇を図ったとも捉えられなくはない。しかし、その位階は宝龜十年の変化と同じで、尚侍については宝龜十年よりも一段階下がった位となっている。葉子の政治介入によって、内侍司全体の地位向上を目指したのであれば、以前と同じく尚侍を正三位にまで上げてよかつたのではないだろうか。

また、後宮の法規改廃が葉子の専朝期間に行われている、という見解については、「史料一」の「天皇之嗣<sub>レ</sub>位、徵為<sub>レ</sub>尚侍<sub>一</sub>。」より導かれたものだろうが、葉子が尚侍となったのは、大同三年以降と考えられる<sup>(8)</sup>。よって、この時を葉子の専朝期間とするならば、大同元年（八〇六）、同二年に行われた後宮の法規改廃は、

薬子の専朝期間に一致しない。

したがって、藤原薬子の圧力は、後宮法規改廃に対して完全には及んでおらず、当時の後宮に関する政策は、全てが薬子の圧力によるものだったとは言い難いと私は考える<sup>(9)</sup>。

次に門脇氏の見解への疑問点を述べる。「史料四」は采女が青衣と称されたことを示す史料である。

〔史料四〕『続日本紀』卷三十二 宝亀四年（七七三） 五月辛巳条

（前略）又其天下氏姓青衣為采女。耳中為紀。阿曾美為朝臣。足尼為宿祿。諸如此類。不必從<sub>レ</sub>古。

青衣については、『白氏文集』では「青衣報平旦、呼我起盥櫛。（後略）」とみえ、はしため、下働きの者を表す言葉である<sup>(10)</sup>。

実際に、采女は水司や膳司等に所属し、雑務を扱っていた。この点から、青衣は「卑しい」の意味ではなく、「はしため（召使いの女性）」の意味で下働きをしていた采女を示すのに使用されていた可能性が考えられる。そのため、私は門脇氏が主張するように、采女が卑しい身分の女性であったとみなすことはできない。

最後に、春名氏は、采女貢進制度の停止は大同元年の氏女の制度改変と同様に、女性官僚機構の再構築であり、原則的には地方豪族出身の女性はこの政策により排除されたとしている<sup>(11)</sup>。しかし、春名氏の述べる「地方豪族出身の女性の排除」については、同意できない。春名氏への反論については、制度の停止命令の内容とも関わるため、後述する。

## 第二章 采女の養物について

采女は、公粮や月料等のほかに、養物の支給がされること、従者をつけることが定められている<sup>(12)</sup>。ここでは、采女と郷里の人々の関係について、養物の支給に注目して考えていく。

采女の養物制度に采女養田<sup>(13)</sup>が挙げられるが、その仕組みは次のようになっている。

〔史料五〕『延喜式』卷第二十二 民部式上一 三 養田条

凡<sup>レ</sup>貢<sup>二</sup>采女<sup>一</sup>郡者、各置<sup>二</sup>養田<sup>一</sup>三町<sup>一</sup>。仍令<sup>二</sup>郡司主帳已上<sup>一</sup>作<sup>レ</sup>差<sup>二</sup>營種<sup>一</sup>、各割<sup>二</sup>獲稻<sup>一</sup>以充<sup>二</sup>佃料<sup>一</sup>。所<sup>レ</sup>殘春米、若交<sup>二</sup>易<sup>一</sup>輕物送<sup>二</sup>納其主<sup>一</sup>。運賃使用<sup>二</sup>稻内<sup>一</sup>。路程僻遠備費雖<sup>レ</sup>多、勿<sup>レ</sup>割<sup>二</sup>二町之内<sup>一</sup>。

- (一) 采女一人あたり三町の養田が充てられる。
- (二) 郡司の主帳以上が營種する。
- (三) 佃料（耕作料）と運賃は、養田で収穫された稲が充てられた。
- (四) 運賃等は、一町分の稲で賄われ、采女の養物に最低でも二町分の稲が充てられる。
- (五) 春米のままか、輕物に換えて采女のもとに送る。（采女養田の収穫物が采女の養物に充てられている）

また、文中の「路程僻遠備費雖<sup>レ</sup>多」と(三)より、采女田を耕作した人々にその稲が支払われたことが推測

できる。

それでは、采女田を耕作したのはどのような身分の人々だったのか。「史料五」では、采女田を営種するのは、郡司の主帳以上と定められているが、実際に郡司のみで耕作にあたったとは考え難い。

ここで私は、郡司の主帳以上は、実際には養田の耕作の監督にあたり、耕作にはその郡の人々が動員されたのではないかと考える。采女田の耕作に人々が動員されたことは確認できないが、田の耕作に人々が動員されたことが示されている史料として、荒田目条里遺跡の郡符木簡が挙げられる<sup>〔14〕</sup>。この木簡は、郡司職田の田植えの為に人が集められたことを示すとされている<sup>〔15〕</sup>。

このように、割り当てられた口分田の農作業以外にも、他の田での農作業の為に人が集められる機会があったことがわかる<sup>〔16〕</sup>。よって私は、采女養田の耕作にも人が集められ、その人々は、采女の出身郡の人々だったと考える。その根拠として、仕丁、女丁、膂力婦の養物に、それぞれの出身地の人々が関わっていたことが窺われる。

〔史料六〕 賦役令集解三八仕丁条

〔前略〕 養老二年四月廿八日格云、向<sub>レ</sub>京衛士仕丁、免<sub>二</sub>其房雜徭<sub>一</sub>、以供<sub>二</sub>当身資養<sub>一</sub>。〔後略〕

〔史料七〕 『延喜式』 卷第二十二 民部式六六養物条

凡<sub>レ</sub>衛士、仕丁養物者、随<sub>二</sub>郷所<sub>一</sub>出<sub>一</sub>。正丁七人半、惣所<sub>レ</sub>輸徭分稻一百五十束、准<sub>二</sub>当土活価<sub>一</sub>交<sub>二</sub>易輕物<sub>一</sub>及春<sub>レ</sub>米。所<sub>レ</sub>得之數專入<sub>二</sub>正身<sub>一</sub>。〔女丁亦同。〕其檢納之事、委<sub>二</sub>各本司、本家<sub>一</sub>、皆附<sub>二</sub>貢調使<sub>一</sub>、



申<sup>二</sup>送省<sup>一</sup>。(後略)

〔史料八〕『続日本紀』卷第十二 天平七年(七三五) 五月戊寅条  
諸国所<sup>レ</sup>貢力婦、自今以後、准<sup>二</sup>仕丁例<sup>一</sup>、免<sup>二</sup>其房徭<sup>一</sup>、并給<sup>二</sup>田二町<sup>一</sup>、以充<sup>二</sup>養物<sup>一</sup>。

〔史料六〕から、仕丁については、その房戸の雜徭を免除し、彼らの資養に充てることが定められている<sup>17)</sup>。女丁についても〔史料七〕より、仕丁と同様に資養物が郷里より送られたことがわかる。

膺力婦については〔史料八〕では、膺力婦にも田が支給され、その收穫物が膺力婦の養物に充てられたことがわかる<sup>18)</sup>。特に、〔史料八〕の「准<sup>二</sup>仕丁例<sup>一</sup>、免<sup>二</sup>其房徭<sup>一</sup>」は、〔史料六〕の内容にあたると考えられ、膺力婦を出した戸も雜徭が免除され、その分の労働を田の耕作に充てられたとみることができる。よって、膺力婦の養物を支給する田を耕作したのは、膺力婦の出身の戸の人々ということになる。

以上のように、仕丁、女丁、膺力婦の養物はその出身の戸の人々が担うことがわかった。これらの養物と采女の養物の支給については、(一) 稲を軽物に交換、または春米にする点、(二) 養物支給の為の養田が郷里に割り当てられた点が類似している。そのため、采女の養田も彼女達の郷里の人々が耕作していたと考えられる。次に「運賃」は何のために支払われたものだろうか。

『続日本紀』神龜元年(七二四) 三月甲申条や、『類聚三代格』大同五年(八一〇) 二月十七日太政官符より<sup>19)</sup>、調庸以外の担夫には糧食を与えることが定められていた。采女の養物は調庸にあたらなかったので、これらを運搬する人々にも糧食が与えられていたと考えられる。よって、采女田から出される運賃は、糧食にあた

り、采女の養物を運搬した人々に支払われたと考える。それでは、どのような人々が采女の養物を運んだのだろうか。

山里純一氏は、春米の運脚について、田令集解二田租条所引古記の「如<sup>三</sup>調庸<sup>一</sup>均輸<sup>二</sup>脚力<sup>一</sup>運耳。」より、春米は調庸の様に脚力を出して運京し、運脚は賦役令三調庸物条からみて、調庸を納める家から均しく出されたことを指摘している<sup>(20)</sup>。

よって、山里氏の見解から、采女養物を運搬する人々も、采女を貢進した郡内から出されたと考える。出雲国計会帳<sup>(21)</sup>では、采女養物についての文書が貢調使に付託されていることが示されている。この点から、この貢調使に従って、采女の郷里の正丁が采女の養物を運搬していた可能性がある。

また、櫛木謙周氏は、調庸物等を船によって運送した場合の経費について言及している<sup>(22)</sup>。なので、采女養物を運搬する際に、船等を使用したことも考慮に入れなくてはならない。

よって、運賃は、養物を運搬する人々や船等の交通手段を使用する際に支払われたものと考ええる。

ここまでの検討から、采女の養物は、耕作と運搬はその郷里の人々が担っていたことがわかった。つまり、采女を貢進する郡の人々はその養物について負担を負っていたことになる。

### 第三章 采女制度の変化について

采女の貢進は、後宮職員令・軍防令に以下のように理解される。「史料九、史料一〇」

(一) 郡司の少領、大領が、その姉妹や娘で美しい者を差し出す。

(二) 一国の三分の一の郡が采女を貢進し、采女を貢進した郡は兵衛を貢進しない。

(三) 「其不<sub>レ</sub>等者、従<sub>レ</sub>多<sub>二</sub>貢<sub>一</sub>兵衛<sub>一</sub>耳。」より、郡の数が三で割り切れない場合は、兵衛の数を多く貢進する<sup>23)</sup>。

〔史料九〕後宮職員令一八 氏女采女条

凡諸氏、々別貢<sub>レ</sub>女。皆限<sub>二</sub>年卅以下十三以上<sub>一</sub>。雖<sub>レ</sub>非<sub>二</sub>氏名<sub>一</sub>、欲<sub>二</sub>自進仕<sub>一</sub>者聽。其貢<sub>二</sub>采女<sub>一</sub>者、郡少領以上姉妹及女、形容端正者、皆申<sub>二</sub>中務省<sub>一</sub>奏聞。

〔史料一〇〕軍防令義解三八 兵衛条

凡兵衛者、国司簡<sub>下</sub>郡司子弟<sub>上</sub>者、郡司、少領以上也。子弟者、子孫弟姪也。強幹便<sub>二</sub>於弓馬<sub>一</sub>者、郡別一人貢<sub>レ</sub>之。若貢<sub>二</sub>采女<sub>一</sub>郡者、不<sub>レ</sub>在下<sub>二</sub>貢<sub>一</sub>兵衛<sub>一</sub>之例<sub>上</sub>。三<sub>二</sub>分<sub>一</sub>一<sub>二</sub>国<sub>一</sub>、二<sub>二</sub>分<sub>一</sub>兵衛、一<sub>二</sub>分<sub>一</sub>采女。謂、娶也。一<sub>二</sub>国<sub>一</sub>有<sub>二</sub>三<sub>一</sub>郡者、二<sub>二</sub>郡貢<sub>一</sub>兵衛。一<sub>二</sub>若其不<sub>レ</sub>等者、従<sub>レ</sub>多<sub>二</sub>貢<sub>一</sub>兵衛<sub>一</sub>耳。

采女制度は、大宝元年（七〇一）の大宝令施行から寛平九年（八九七）まで貢進地域や人数等が変化してきた。それらの変化の理由・背景には地域的情勢や、采女の貢進に伴う負担があると考えられる。例として、養老六年（七二二）の采女制度の変化を挙げる。

〔史料一一〕『続日本紀』卷九 養老六年（七二二）閏四月乙丑条

太政官奏曰。迺者、辺郡人民、暴被<sub>二</sub>寇賊<sub>一</sub>、遂適<sub>二</sub>東西<sub>一</sub>、流離分散。若不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>矜恤<sub>一</sub>、恐貽<sub>二</sub>後患<sub>一</sub>。是以、聖王立<sub>レ</sub>制、亦務実<sub>レ</sub>辺者、蓋以<sub>レ</sub>安<sub>二</sub>中国<sub>一</sub>也。望請、陸奥按察使管内、百姓庸調侵免、勸<sub>二</sub>課農<sub>一</sub>

桑一、教習射騎一、更税助辺之資、使擬賜夷之禄一。(中略) 其国授刀・兵衛・衛士及位子・帳内・資人、并防閤・仕丁・采女・仕女、如レ此之類、皆悉放還、各従二本色一。(後略) <sup>(24)</sup>

この記事では、養老四年(七二〇)九月の蝦夷の反乱<sup>(25)</sup>によって、陸奥按察使管轄内(陸奥、出羽国)<sup>(26)</sup>の授刀舍人・兵衛・衛士、位子・帳内・資人、防閤・仕丁・采女・仕女<sup>(27)</sup>を郷里へ還すことが命じられた<sup>(28)</sup>。

鈴木拓也氏はこの件について、陸奥国からの調庸の納入は、養老四年(七二〇)、五年(七二一)、六年(七二二)と連続して免除されており、民生の回復が思わしくなく、養老六年には、調庸制が停止され、蝦夷に賜う禄の財源として、布の徴収(調庸制に代わる新たな収取制度)が開始されたと主張している。さらに、戸令二一籍送条の「若調不入レ京。」の部分について、同条集解古記に「今陸奥国之類。」とあるため、古記の成立した天平十年(七三八)頃には陸奥国は調を進上しておらず、陸奥国への調庸制の免除と布の徴収は、天平十年(七三八)までは継続され、天平勝宝元年(七四九)以前に停止された、としている<sup>(29)</sup>。

采女や仕丁などは郷里から養物が支給されていた。鈴木氏の主張をふまえると、天平十年まで陸奥国からの調庸制が免除されていたならば、養物を進上する必要がある采女も同じ頃まで停止されていた可能性が考えられる。

そこで、帰国が命じられている授刀舍人以下の人々の月料規定に注目する。衛士や兵衛の養物支給は、郡司等が用意し、貢調使によって担当の役所に納めることになっていた<sup>(30)</sup>。

『史料一二』『続日本紀』卷十 天平元年（七二九）四月庚午条

諸国兵衛資物。令<sup>二</sup>当郡見在郡司節級輸<sup>レ</sup>之。仍附<sup>三</sup>貢調使<sup>一</sup>送<sup>三</sup>所司<sup>一</sup>。（後略）

よつて、兵衛や衛士の養物も、采女等と同様に、その郷里から進上されていたことが確認できる。一方、授刀舎人・防閣・位子・帳内の郷里からの養物支給の規定は見られない。

以上のことから、この時、召還が命じられた役職の半分は、郷里からの養物支給が定められていた人々だったことがわかる。調庸を納めることができない状況にあるならば、養物の納入も困難であったと推測できる。よつて、蝦夷の反乱の影響で、采女等の養物が進上できない状況にあったために、彼女達は本国へ還されたと考える。

実際に、大同三年（八〇八）二月の太政官符では、凶書寮の官員を減少する理由の一つに食料がないことが挙げられており<sup>(31)</sup>、食料が乏しいことが朝廷に出仕する人々を退かせる理由となっていたことがわかる。

しかし、授刀舎人等は郷里からの養物支給の規定が無いいため、この理由が、養老六年に召還を命じられた全ての役職に当てはまるわけではないことを、注意しなければならない。

以上のことから、貢進地域の情勢が不安定なこと、それに伴い養物の進上が不可能な状況にあったことが、陸奥、出羽国から采女の貢進が停止された背景にあると考える<sup>(32)</sup>。

このように、大宝元年から大同二年までに四度<sup>(33)</sup>、采女の貢進地域や人数等の変化が起こった。この時の原因として、(一) 地域の情勢や (二) 采女の貢進に対する負担につながっていることが考えられる。

また、天平十四年（七四二）には次のような命令が出されている。

「史料一三」『続日本紀』卷十四 天平十四年（七四二）五月庚午条

（前略）又采女者、自今以後、每郡一人貢進之<sup>34</sup>。

この命令について先行研究では、磯貝正義氏と門脇氏が全ての郡から一人ずつ采女を貢進することを命じていると解釈している。さらに磯貝氏は、この結果、采女の総数は五百五十人余、遠隔地方を除いても四百人余となったとしている<sup>34</sup>。

磯貝氏の見解に対しては、采女の人数が多すぎるといふ印象がある。采女は貢進された後、采女として水司・膳司に配属される者、女孺として他の後宮十二司に配属される者、余りで縫殿寮に配属される者がおり、その合計は二九五となる<sup>35</sup>。当然、女孺の中には氏女も混じっており、全郡から采女が貢進されれば、半数以上の采女の所属先がないことになる。いくら余りを縫司にいらしたとしても<sup>36</sup>、縫司の采女が三百人近くいたとは考え難い。

私は、この記事は、「全ての郡から采女を一人ずつ貢進させる」という意味ではなく、「一つの郡から采女は一人貢進する」意味に解釈するのではないかと考える。そもそも、「史料九、史料一〇」には一つの郡から出す采女の定員は明記されていなかった。よって、今ここで改めて采女の一郡辺りの定員を示していると考える。

ここで、【表一】に大同二年までに全国から貢進された采女の人数（一三九人）を示した。門脇氏も全国から貢進された采女の合計を一八五（東北地方を除いて一三〇から一二〇）人としている。門脇氏と【表一】の人数の違いは、門脇氏は全国の郡を合計して三で割っているのに対して、【表一】では一国毎に郡を三で割った数を合計している。また、陸奥、出羽国が養老六年以降、采女の貢進が再開されたかはわからないが、ここ

表1 大同二年の采女貢進人数（群数/采女の人数）

山城国	8/2人	伊豆国	3/1人	越中国	4/1人	美作国	6/2人	土佐国	6/2人
大和国	15/5人	甲斐国	4/1人	越後国	6/2人	備前国	8/2人	筑後国	10/1人
河内国	14/4人	相模国	8/2人	佐渡国	3/1人	備中国	9/3人	豊前国	8/1人
和泉国	3/1人	武蔵国	21/7人	丹波国	6/2人	備後国	14/4人	豊後国	8/1人
摂津国	13/4人	安房国	4/1人	丹後国	5/2人	安芸国	8/2人	肥前国	11/1人
伊賀国	4/1人	上総国	11/3人	但馬国	8/2人	周防国	6/2人	肥後国	13/1人
伊勢国	13/4人	下総国	11/3人	因幡国	7/2人	長門国	5/1人	日向国	5/1人
志摩国	2/0人	常陸国	11/3人	伯耆国	6/2人	紀伊国	7/2人	大隅国	6/1人 <sup>*2</sup>
尾張国	7/2人	陸奥国	28/3人	出雲国	10/3人	淡路国	2/0人	薩摩国	13/1人
参河国	8/2人	若狭国	2/0人	石見国	5/1人	讃岐国	11/3人 <sup>*1</sup>	宍岐嶋	2/0人
遠江国	12/4人	越前国	7/2人	隠岐国	4/1人	阿波国	7/2人	対馬嶋	2/0人
駿河国	7/2人	能登国	4/1人	播磨国	12/4人	伊予国	14/4人		

※1 刈田郡を除く十郡は、奈良時代の史料に見えているため、讃岐国の十一郡は奈良時代には成立していたとされる。（香川県編『香川県史』1 通史編 原始・古代 香川県 1988年 591頁）

※2 桑原郡は、天平勝宝七年から延暦二十三年以前に設置されたとしている。（鹿児島県『鹿児島県史』第一巻 鹿児島県 1939年 1974年復刊 152頁）

では旧石背、石城国からの貢進は再開されたとみなして、表に記した<sup>37)</sup>。

#### 第四章 大同二年以前の采女の職務について

大同二年（八〇七）以前の采女は、後宮職員令によって、水司と膳司に配属先が規定されていた。しかし、磯貝氏の検討や、正倉院文書等の史料から、その配属先は後宮十二司の水司、膳司に限定されることがわかってきた<sup>38)</sup>。

磯貝氏は後宮職員令一・二水司条、一三膳司条における采女の定員（六十六人）と、軍防令三八兵衛条の規定から考えられる采女の定員（一国の三分の一の郡から采女を貢進する）に開きがあることに注目し、全国から貢進された采女について以下のように区分している<sup>39)</sup>。

(一) 狭義の采女（水司・膳司に所属し、采女の職名を帯びる者）

(二) 広義の采女（采女の称号は持つが、采女の職名は持た

なかつた者)

この(二)については、次の史料に基づき、女孺として後宮に仕えていた采女を挙げており、さらに、掌膳等の女官に出世した采女もこの中に含まれるとした。

〔史料一四〕後宮職員令集解四内侍司条所引伴記、古記

(前略) 伴問。女孺者本從<sub>二</sub>何処<sub>一</sub>来女也。答。以<sub>二</sub>采女並氏女等<sub>一</sub>補也。采女者、必令<sub>レ</sub>仕<sub>二</sub>主水司、主膳司<sub>一</sub>耳。氏女者畢令<sub>レ</sub>仕<sub>二</sub>縫殿寮<sub>一</sub>耳。古記云。女孺以<sub>二</sub>采女、氏女、召仕。等<sub>一</sub>充也。(後略)<sup>(40)</sup>

〔史料一五〕後宮職員令集解一五縫司条所引古記

(前略) 此司无<sub>二</sub>女孺<sub>一</sub>者、氏女、采女、分<sub>二</sub>配諸司之外<sub>一</sub>、皆惣在<sub>二</sub>此司<sub>一</sub>也。(後略)

このように貢進された采女は、采女として水司と膳司で働く以外にも、その他の後宮十二司で女孺として働いていた。更に、采女が女官に出世し宣を扱っていたこともわかる。

正倉院文書や平城京木簡、平城宮木簡からも采女の職務の様子が窺われる<sup>(41)</sup>。その例を次に挙げる。

(一) 平城京木簡<sup>(42)</sup>

〔史料一六〕



〈前〉

天平八年七月十六日残銭 □一貫一百七十九文中鮭五隻直百文使乙猪知高典又古鯖直五十文使五百嶋知

熊毛十七日遣網曳二百文受少進宣熊毛又先用代料五十文高市年買之知熊毛十八日智識料四百文知大春大夫

熊毛八月九日鴨四羽直百文受采人固足又三羽直七十五文受国足宣大春日□□十二日二百文受鮑海采女

〈裏〉

宣春日大夫

鮑海采女が、後宮十二司からの使いで大膳職に代金を受け取りにきた様子が窺われる。采女や女孺は男性官人の使部等と同様の立場で雑用を行っていたと考えられる（第七章参照）ので、他の官司への使いの役も担っていたのではないだろうか。

（二）写経所関連の文書<sup>43</sup>

小田采女、板野命婦（板野采女栗国造若子）、飯高内侍（飯高公笠目）が、經典の奉請や、紙等の出納を命じる宣を出している。このような女官が関わる宣については、吉川真司氏は女官が内裏の意向（天皇等の言葉）を直接承り、口頭で造寺司官人等に宣し、それを受けた者が写経所等に宣を伝えた、としている<sup>44</sup>。吉川氏の見解をふまえると、采女達が朝廷内の写経事業について、天皇に近侍して男性官人とのやりとり、窓口の役割をしていたことがわかる。

いずれの史料でも、采女が物品の出納や、金銭のやり取り等に携わっており、とくに後者については、天皇

や朝廷内部の意向を受けての命令を男性官人に伝えていることがわかる。

よって、大同二年以前には、采女には朝廷と男性官人との窓口役として働く者がおり、なかにはその命令が、天皇や上皇の日常生活に関わる場合もあり、天皇に近侍していた采女の様子がわかる。このような仕事に就くのは多く貢進された采女の中でもごく一部のものに限られたと思われるが、大同二年（八〇七）以前の采女の職務は、水司・膳司に限らず幅広いものだったと考えられる。

## 第五章 平城朝の地方政策

大同年間の政策ではその文中に、いくつか「民力の休養のため」や「人々の疲弊のため」の言葉が見られ、観察使や大宰府等によって人々の疲弊した現状が伝えられ様々な措置がとられるようになった<sup>(45)</sup>。

例えば、大同元年（八〇六）八月<sup>(46)</sup>には、国司達の中には自身の利益のために春米労働を行わせていた者がいたため、公廩稲や年中雑用の稲の糙の作業をやめさせることとなった。国司の下で春米労働が行われていたことから、その労働者には雑徭として徴発された正丁も含まれたと考えられる。

正丁の負担を取り除く政策は他にも見られ<sup>(47)</sup>、地域の負担を取り除くためと考えられる政策も『日本後紀』大同元年五月己卯条や、『日本後紀』大同三年九月乙巳条等に見られる。

また、大同元年から大同三年にかけて、毎年のように調庸や正税などの免除の命令が出されている。とくに、『日本後紀』大同三年五月丙戌条から、大同元年に洪水が起り、その被害から復旧していない上に、翌年には疫病が流行っていた状況がわかる。加えて、『日本後紀』大同三年五月庚子条では山陽道観察使藤原朝臣園

人が、延暦四年（七八五）から同二十四年（八〇五）まで、播磨、備中、備後、安芸、周防国で庸や雑穀等が納められず、庸も運搬できない状況を伝えている。

この二つの記事にみられるように、大同年間以前の延暦年間の後半からこの時期は災害や、飢病、疲弊等の影響によって調庸等の納入がままならない状況が続いており、租税が免除されていた。

このように、調庸の納入が困難な状況であれば、采女の養物がちゃんと納入されていたのか疑問に思う。采女の養物の納入については、采女の養物が以前から未進が多く、何度も納入を催促されてきたことが次の史料からわかる。采女の養物の進上には、第二章で述べたように、采女の郷里の人々が携わった。

〔史料一七〕『類聚三代格』卷十四 雜米事 延暦廿四年（八〇五）三月二日太政官符

太政官符

應<sub>レ</sub>催<sub>二</sub>送采女養物<sub>一</sub>事

右被<sub>二</sub>右大臣宣<sub>一</sub>稱。奉<sub>レ</sub>勅。件養物<sub>一</sub>應<sub>二</sub>催送<sub>一</sub>狀類下<sub>レ</sub>符訖。而諸国司怠慢猶多<sub>二</sub>未進<sub>一</sub>。奉公之道何其如<sub>レ</sub>此。宜<sub>下</sub>進<sub>二</sub>未進數<sub>一</sub>奪<sub>二</sub>国司料<sub>一</sub>。随<sub>レ</sub>色弁備。依<sub>レ</sub>數令<sub>上</sub>送。自今以後。永為<sub>二</sub>恒例<sub>一</sub>。

延暦廿四年三月二日

延暦年間から、大同年間にかけて調庸の納入が不可能とみなされていた状態が続いていたことをふまえると、大同年間も、采女の養物の進上がままならない状況が続いていたのではないかと考える。

以上のことから大同年間も、観察使によって地方の人々の疲弊が指摘されており、負担軽減策が行われてい

る。加えて、この時期は延暦年間に続いて、調庸等の納入が困難な状況だった。このような状況から、采女の郷里の人々が生産・運搬していた采女養物もまた、人々にとって大きな負担であり、納入もスムーズにいかなくなったと考えられる。

よって私は、人々の疲弊、税や養物の納入状況を鑑みて、養物の負担が課される采女の貢進が停止されたと考える。

## 第六章 平城朝の官人政策

大同三年（八〇八）正月に、縫部司、采女司が縫殿寮に併合される。采女司の併合については、采女が貢進されなくなったために采女司が廃止されたという見解が一般的である<sup>48</sup>。しかし、実際には大同年間は四十二人の采女が後宮に残されている。采女司の職掌は、采女を監督することであり、監督する采女が残っている以上は、彼女達を監督しなければならない。よって、采女を貢進しなくなったために、采女司を廃止したとは考え難い。この点から、采女司と縫殿寮の併合について考察する。

縫殿寮は、女王、内外命婦、官人の名帳、考課や、衣服の裁縫、纂組を掌ることとなっている。この考課については次のようになっていいる。

「史料一八」職員令義解八縫殿寮条

謂、内侍以下十二司之考課、即本司録<sup>二</sup>上日行事<sup>一</sup>、送<sup>三</sup>於此寮<sup>一</sup>。々定<sup>二</sup>考第<sup>一</sup>申<sup>二</sup>中務省<sup>一</sup>。以<sup>三</sup>内侍司

無<sup>二</sup>男官<sup>一</sup>故也。其縫女采女等考者、本司校定、直送<sup>二</sup>中務<sup>一</sup>。不<sup>レ</sup>由<sup>二</sup>此寮<sup>一</sup>也。

内侍司以下の後宮十二司に所属する女官（内外命婦や宮人）は、所属する部署が上日等を記録し、縫殿寮に記録が送られ、縫殿寮が考第を定めて、中務省に送ることとなっている。しかし、縫女や采女の考第は、縫殿寮でなくそれぞれの所属する部署が定め、中務省に送るとされている。このことは、采女司についての注釈にも記されている。

〔史料一九〕職員令集解五二采女司条所引古記

古記云。采女考仕者、申<sup>二</sup>中務省<sup>一</sup>也。

以上のように、采女の考課は、他の女官とは別の経路となっている。

また、縫部司には縫女が所属しているが、縫殿寮はこの縫女の考課にも携わることが無く、彼女達の考課は先述のように縫部司が所属する大藏省が行っていた。

〔史料二〇〕職員令集解三七縫部司条所引古記

（前略）縫部四人、使部六人、直丁一人、縫女部。（中略）古記云、十戸経<sup>レ</sup>年女役。但考仕大藏省記定送<sup>二</sup>中務省<sup>一</sup>耳。

これらのことから、女性の出仕者の考課には二つの流れがあったと考えられる。一つは縫殿寮が考第を定めること、もう一つは所属官司（大蔵省、采女司等）が考第を定めることである。また、縫女は縫部司を管轄している大蔵省が考第を定めるが、采女は、宮内省ではなくその被管の采女司が定めることになっている。以上の流れは、女性出仕者の考第を定めるには、ややこしい印象を受ける。

更に、采女の中には飯高宿称諸高や上野佐位朝臣老刀自等のように五位以上に昇り、女官に出世した者もいる【表二】。彼女達は典侍や掌膳の地位に就いていても、采女上野佐位朝臣老刀自等と称されていた。この場合、その考課は采女司が担当するか、もしくは縫殿寮が担当するか混乱が生じるような状況だったのではないだろうか。

よって、采女司、縫部司、縫殿寮の併合は、女官や縫女のような女性の考課の担当を、その複雑な状況を改善し、縫殿寮に一本化するためになされたものだと考える。

## 第七章 大同二年の停止命令について

それでは、采女の貢進制度が停止された大同二年（八〇七）五月、十一月の命令について検討していきたい。

〔史料二二〕『類聚国史』卷四十 後宮 采女 大同二年（八〇七）五月癸卯条・十一月辛丑条

五月癸卯。停<sub>三</sub>諸国貢<sub>二</sub>采女<sub>一</sub>。

十一月辛丑。停<sub>三</sub>諸国貢<sub>二</sub>采女<sub>一</sub>。唯<sub>レ</sub>択<sub>二</sub>留其年老有<sub>レ</sub>劳<sub>三</sub>卅二人<sub>一</sub>、任<sub>レ</sub>旧終<sub>レ</sub>身。若<sub>レ</sub>叙<sub>三</sub>五位已上<sub>一</sub>。及<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>

表2 五位以上の采女

名前	五位に叙位された時期	最終位階・官職*1	出典	備考
飯高宿祢諸高 (飯高君笠目)	天平十七年正月乙丑条	従三位、典侍 宝亀八年五月戊寅条	『続日本紀』	正六位下からの叙位 薨伝
壬生宿祢小家主 (竹波命婦)	天平宝字五年正月戊子条	正五位下、掌膳、 本国国造 宝亀七年四月丙子条	『続日本紀』	正七位下から叙位
上野佐位朝臣老刀自	不明	外従五位下、尚膳、 本国国造 神護景雲二年六月戊寅条	『続日本紀』	
室漏采女熊野直広浜	不明	従四位下、散事 神護景雲三年四月癸卯条	『続日本紀』	卒伝
牟義都公真依	天応元年三月庚申朔条	同左	『続日本紀』	従六位上からの叙位
三野臣浄日女	延暦五年十月庚辰条	同左	『続日本紀』	正六位上からの叙位
佐々貴山公賀比	延暦六年四月戊寅条	同左	『続日本紀』	従七位下からの叙位
武蔵宿祢家刀自	不明	従四位下、掌侍・ 典掃 延暦六年四月乙丑条	『続日本紀』	卒伝
佐伯直那賀	延暦十五年十一月己酉条	同左	『日本後紀』	無位からの叙位
因幡国造浄成女	不明	正四位下、因幡 国国造 延暦十五年十月壬申条	『続日本紀』、『日本後紀』	初見で従五位下 宝亀二年二月丙申条 卒伝
板野命婦*2 (板野采女粟国造若子)	不明	内侍司所属*3	『正倉院文書』12 卷1頁 造東大寺次官佐伯 今毛人薬師経奉 請文ほか	命婦

※1 最終位階・官職は、史料上でその采女が最後に登場したときのもの。卒伝・薨伝の場合は、その旨を備考欄に記した。

※2 五位以上の女性は命婦と称されていたことから表に掲載した。

※3 宣を出している事から、内侍司に所属していた可能性が窺える

雑色<sup>一</sup>者、即除<sup>二</sup>采女名<sup>一</sup>。

諸国に采女の貢進をやめさせる命令は二度出されるが、十一月には、年老いて功績がある采女四十二人を選んで残して生涯仕えさせ、五位以上、または雑色となった采女は、采女の名を除くことが定められる。

【表一】より大同二年までに、一三九人ほどの采女が全国から貢進されていた。ここで、四十二人の采女が残されたことから、この命令の対象になった采女は九十七人となる。その条件に「叙<sup>三</sup>五位已上<sup>一</sup>。」「補<sup>二</sup>雑色<sup>一</sup>」が挙げられている。これらの条件について、先行研究の見解をまとめると以下の通りである。

磯貝氏は、先述の通り、女孺もしくは女官などに出世した采女を「広義の采女（称号のみの采女）」と分類しており、このような采女が「除<sup>三</sup>采女名<sup>一</sup>」の対象となり廃止されたとする。また、雑色の采女とは、采女司の管理から外れて別の職に任命された采女、諸司の「女孺」等となった者を指すとしている<sup>(49)</sup>。

門脇氏は四十二人の采女が残されたことについて、五月の命令の後、采女から強い不満と反発があったために、年老いて労のある采女が残された、としている<sup>(50)</sup>。

しかし、采女は神今食や大嘗祭等で重要な役割<sup>(51)</sup>を担っており、この命令が、采女を完全に後宮から排除する意味ならば、これらの儀式は成り立たなくなってしまう。とくに『西宮記』中卯日新嘗祭事では、「可<sup>レ</sup>注供神次第、王上、宮主、陪膳采女外不可<sup>レ</sup>尋知<sup>一</sup>」となっており、神物を供える次第について王上、宮主、陪膳采女以外には知られていないことがわかる。よって、采女でしか知りえない儀式の作法があるために、若い采女ではなく、それらについて理解している経験を積んだ采女としてこの四十二人が選ばれたと私は考えるので、門脇氏の見解に従うことはできない。



次に、解任された、采女の称号を除かれた采女について考える。これにはまず、「若叙<sup>二</sup>五位已上<sup>一</sup>。及補<sup>二</sup>雑色<sup>一</sup>者<sup>一</sup>」の意味を理解する必要がある。その解釈は、おおむね磯貝氏の解釈で当てはまると思うが、私なりに検討したい。

まずは、雑色について検討する。雑色については坂本太郎氏の研究を参考にした<sup>52)</sup>。坂本氏は、『延喜式』式部式上八五擬使称病条、九八諸司雑色条や選叙令三任官条等に基づいて、雑色の身分について「平民で才伎あるものが補せられるべき職」、「伴部・使部が雑色の中に含まれる」等のように解釈している。

使部は、官司に配属し雑務を行う点で采女と類似している。この点から、雑色の采女が、どの職に就いた采女に対応したのか検討する。

諸司で采女の他に雑務を行った女性には、女孺がいる。女孺には采女が含まれていたことは、先述の通りである。

そして、「才伎」ある者から、雑色人は技術者も含まれていたこと、加えて雅楽寮雑色生のように専門の仕事をもっていたことが、坂本氏により示されているが、技術を必要とした官司で、采女が配属していたのは縫司や縫殿寮である。貢進された采女の配属先として挙げられるのは、(一)水司・膳司の采女、(二)水司、膳司、酒司、縫司以外の後宮十二司に配属した女孺、(三)縫司の采女、(四)縫殿寮の采女となる。采女も女孺も女官の中では地位が低く、所属先の雑務を行っていたと考えられる。

更に『延喜式』中務省式七七宮人時服条より、内教坊に未選の女孺五十人が所属していたことがわかる。この女孺が内教坊成立当初の八世紀から所属していたならば、采女が女孺として所属していた可能性がある。実際に『続日本紀』天平勝宝三年(七五一)正月庚子条には、踏歌歌頭として、女孺の忍海伊太須と錦部河内が

みえる。歌頭は内教坊に所蔵しているので、女孺がこの時に内教坊に出仕していたことがわかる。

以上のことより、(一) から(四) と、(五) 内教坊所属の女孺が雑務を行っていた采女ということになる。この中で、雑色の采女にあたるものを考える。磯貝氏は、(二) のみしか検討に入れていないが、雑色が諸司の雑務を行い、技術を持っていたことを考えると、(三)、(四)、(五) の采女も対象に含まれていたのではないか。

さらに私は、雑色の采女に(一) の采女も含まれていたと考える。なぜなら水司・膳司に所属していた采女もその地位から、他の官司の采女と同様に雑務を行っていたことが考えられる。そして、大同二年に後宮に残された采女は四十二人だが、水司・膳司に所属していた采女は後宮職員令の規定から、六十六人である。ここから、(二) の采女も雑色の采女として二十四人削減されたと考えられる。後宮職員令の規定から(一) が正式な采女の出仕先と考えられるので、まず(二) から(五) の采女を中心にして采女の名が除かれ、加えて(一) からも削減されたのだろう。

磯貝氏は、雑色の采女は称号のみの采女であり、すなわち女官に出世した采女も含むとしているが、雑色の采女が雑務を行っていた采女と解釈すると、掌膳等の女官の仕事は雑務とはいえない。よって、雑色の采女には女官に出世した采女は含まれなかったと考える。

以上のことから、雑色の采女とは、水司・膳司に所属していた一部の采女、女孺となって後宮十二司や内教坊に出仕していた采女、縫司、縫殿寮の采女を示すと考える。

次に五位以上の采女について検討する。参考のために大同二年以前の五位以上の采女を【表二】に挙げた。大同二年以前は五位以上の采女が十一人登場するが、このうちの五人が女官となっている。

【表二】より、五位以上の采女とは内命婦であり、これらのような采女だったのだろう。そして、五位以上の采女全員が女官、本国国造に就任しているわけではないが、女官、本国国造になった采女の全員が五位以上に叙位されている。このことから、女官になり采女の称号だけを有した采女は、五位以上の采女に分類されることがわかる。

以上のことから、大同二年に采女の名を除かれた采女とは、水司・膳司の一部の采女、女孺となって後宮十二司や内教坊に出仕していた采女、縫殿寮の采女、内命婦の采女、女官に出世した采女となる。

大同二年十一月の命令の対象となった采女についてここまで検討してきた。次に、「除<sub>二</sub>采女名<sub>一</sub>」の意味について考えたい。この意味について、磯貝氏は称号のみの采女が廃止されたとしており、門脇氏は、采女を後宮から追い出すと解釈している<sup>(33)</sup>。

しかし、私は「除<sub>二</sub>采女名<sub>一</sub>」は采女の後宮からの排除を意味するものではなく、采女の名、すなわち采女の身分から除くという意味と考える。采女の身分から除くというのは、采女にして女孺、もしくは采女にして女官ではなくし、女孺、掌膳という身分にすることではないか。

したがって「除<sub>二</sub>采女名<sub>一</sub>」とは、対象の采女を後宮から追い出すのではなく、今後は采女の職務に預からず、采女の養物の支給も受けず、他の女官や（氏女出身の）女孺と同じ待遇にして出仕を続けさせた、つまり采女として扱わないことにすると私は解釈する。

また、第一章では、この停止命令について春名宏昭氏の「地方豪族出身の女性の排除」という見解を挙げた。しかし、この大同二年十一月の命令によって、雑色の采女、五位以上の采女は、采女として扱われなくなっただけで、後宮に出仕し続けたと考えられることから、私はこの命令が、「地方豪族出身の女性の排除」にはあ

たらないと考える。

## 第八章 大同二年以降の采女の職務について

それでは、大同二年（八〇七）以降の采女の職務について検討する。天平宝字八年（七六四）以降、正倉院文書や木簡には采女が現れないので、詳しい采女の勤務状況はわからない。そこで、この章では、大同二年十一月に出された采女貢進の停止命令と、『日本後紀』以降の采女の記事等から検討する。

この時期の采女の勤務状況を考えるにあたり、『延喜式』中務式「史料二二」を参照する。

「史料二二」『延喜式』卷十二 中務省式七七宮人時服条

（前略）水司九人前水司九人、兼水司、兼水司、兼水司、兼水司、兼水司、兼水司、兼水司、兼水司、膳司卅八人前膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、兼膳司八人、（後略）

この規定がいつからのものか、つまり采女が四十七人になった時期はいつからか確定できないが、遅くとも寛平九年には采女の人数が四十七人と定まる<sup>④</sup>ので、采女の貢進が再開される、弘仁四年（八一三）から寛平九年の間にこの人数となったことになる。いずれにしろ、大同二年以降も膳司・水司での采女の職掌は変わらずに続いていくことになる。

采女の貢進停止命令は、大同二年五月と十一月「史料二二」に出される。十一月には四十二人の采女が残されたが、先述のように、この四十二人は、もともと水司と膳司に所属していた六十六人のうちの四十二人と考

えられる。よって、貢進停止命令が出された直後は、この四十二人が膳司と水司に分けられて、それぞれ仕事を行っていたことになる。

また、この四十二人以外の采女は、「采女の名を除く」と十一月に定められている。八世紀には、采女は水司、膳司、酒司以外の後宮十二司の官司、または縫殿寮等に所属していたり、采女が女官に昇進したりしていた。「采女の名を除く」とは、これらの仕事をしていた采女が、采女でなくなるという意味と解釈できる。よって、大同二年以降は、水司・膳司以外の後宮の仕事には采女は関与しないことになる。

つまり、大同二年の時点で采女の日常の仕事は、水司・膳司の雑務に限定されていたと考えられる。

〔史料二三〕『日本三代実録』卷五十 仁和三年（八八七）八月廿日辛酉条

自<sub>レ</sub>卯及<sub>レ</sub>酉、大風雨、拔<sub>レ</sub>樹<sub>ノ</sub>発<sub>レ</sub>屋。東西京中居人廬舍、顛倒甚多、被<sub>二</sub>庄殺<sub>一</sub>者衆矣。内膳司<sub>ノ</sub>椀皮葺屋顛仆。采女一人宿<sub>二</sub>其中<sub>一</sub>、遯<sub>レ</sub>遁免<sub>レ</sub>害。時人<sub>ノ</sub>奇<sub>レ</sub>之。

この記事では、強風の為、内膳司の建物が壊れたが、中に宿泊していた采女は無事だったことが記されている。「時人奇<sub>レ</sub>之。」については、中にいた采女が無事だったことを示していると解釈できる。内膳司に「宿」していたとあるが、膳司も内膳司も共に天皇の御膳を調理しており、職務は共通していた。ゆえに、同様の職務を掌っている官司が交流していても不自然ではないと考える。実際に平城京木簡（註四二）では、采女が大膳職の官人と共に作業していた様子がわかる。

よって、采女が男性官人と共に作業を行っていたのは、大同二年以降でも同じだったと考えられる。

また、大同二年以降の采女は水司・膳司での業務のほか、儀式や年中行事に参加している様子が『内裏式』、『儀式』、『西宮記』等の儀式書や、六国史の記事<sup>56)</sup>等で確認できる。このような場での采女の業務は天皇、皇太子や参加者等に対するお酌や給仕であった<sup>56)</sup>。これらは、給仕を行う水司・膳司の日常の業務の延長上にあつたと考える。また、儀式、年中行事での務めは、その行事が八世紀でも確認できることから、采女が八世紀から参加していた可能性が考えられる。

それでは、大同二年以降には采女の女官への昇進、他の官司への出仕はあつたのだろうか。これについては史料に現れていないため、わからない。しかし、采女が考課を定められ、叙位の対象になっている以上は、女官に昇進していた可能性は考えられる。だが、その場合は大同二年の十一月の命令のように、以後は采女として扱われなくなっていたのではないか。

また、采女が水司・膳司の配属に限定されることになったからには、八世紀のように、采女出身の女孺がいなくなり、女孺の供給源が少なくなってしまうことになる。大同二年十一月の時点では、采女の扱いを受ける女孺であつたのが、氏女の扱いを受ける女孺となり出仕を続けていたと考えられるので、女孺の人手不足にはならなかつただろう。しかし、それ以降、女孺の供給源としての采女がいなくなった以上は、女孺の人材が減ってしまう。その予防策として出されたのが、大同元年（八〇六）の氏女の貢進命令だつたと考える<sup>57)</sup>。

以上のことから、采女は大同二年の貢進停止命令を境にして、男性官人と共に仕事を行うことや、儀式や行事に参加していたことは、大同二年以前とは変わりはないが、以前のように、女官に出世して、宣を下すようなことはなくなり、その職掌は水司と膳司の采女としての仕事に限定されていたと考える。

## 第九章 采女貢進の停止について

ここまでの検討に基づいて、大同二年の貢進停止の理由について考える。

まず、大同年間には飢饉や災害等によって租税負担等が軽減、免除されていることから、租税と同様に采女の養物の負担も厳しい状況にあった可能性が窺われる。また、大同二年以前の采女制度は、地方情勢の変化や人々の負担によって変化していた。これらのことから、采女を貢進しなければ、養物の負担がなくなるため、今回の命令も人々の負担軽減の目的があると考えられる。采女の貢進が停止されたことにより、まず采女の郷里の人々は、養物の負担を免れることになった。とくに運脚は、人々にとって大きな負担とされている。そのため、采女を貢進しなくなり、養田の耕作や養物の運脚をする必要がなくなっただけでも、かなりの負担軽減策となったのではないだろうか。

また、この時期は、采女にして女孺・女官である者があり、采女の考課は采女司が、女官や女孺の考課は所属官司がそれぞれ評定するという、後宮内部で考課を定める機関が異なる複雑な状況だった。そこで、女官の管理を一本化するために采女司を縫殿寮に併合した。さらに、そのような状況を生み出している、采女の女孺、女官を今後、采女として扱わないようにし、この状況を解消する側面もこの命令にあったと考ええる。

大同二年には、貢進された人数の半分以上である九十七人の采女が采女の名を除かれ、采女として扱われなくなったことになる。先述の通り、水司・膳司に所属していた采女は二十四人減らされたので、七十三人の采女が女孺、縫殿寮等の官司、女官として出仕していた。つまり、大同二年以前は、貢進された半分の采女が、

采女としての水司・膳司での務めを行っていなかったことになる。采女の貢進停止によって、この事態が解消され、更に采女の名を除く女官にして采女、女孺にして采女というややこしい状況も解消されることになる。

これらの結果をふまえると、采女貢進停止の意味は、(一) 大同年間以前からの人々の疲弊状況をふまえた、采女養物の負担軽減、(二) 采女、采女にして女孺・女官のような、采女の複雑な状況の解消、考課等の作業の効率化にあると考える。

最後に、采女は弘仁四年(八一三)一月<sup>58)</sup>に貢進が再開される。調庸等の免除に注目すると、その回数は大同元年から三年までの回数より少なくなっている<sup>59)</sup>。よって、采女の貢進、つまり養物の納入が可能とみなされたので、采女の貢進を再開したと考えられる。

更に、大同二年に残された采女が高齢であったために、采女の年齢や健康的な点から、新しく采女を補充する必要ができたとも考えられる。

第七章等で述べたように、采女は神今食等の儀式で一部の人々しか詳細を知らないような、重要な次第に関わっていた。采女が途絶えてしまえば、これらの儀式的担い手がいなくなってしまうことになる。よって、儀式的担い手がいなくなるのを防ぐために、貢進が再開された可能性がある。

以上のように、采女の貢進は、養物の納入状況の改善と、采女の人員の補充の二点から、貢進が弘仁四年に再開されたと考える。



おわりに

本稿では、大同二年の采女貢進停止命令の目的と背景について、采女と郷里の関係、采女制度の変化、采女の職務、大同年間の情勢・政策との関連から考察した。後宮の内部事情に限定せず、より広い範囲で采女制度との関連からこのテーマについて考察していったが、その結果、考察の内容が浅い部分が多々あったと思う。

采女の養物についていえば、簪力婦等の養物を負担する戸の雑徭が免除されていたが、采女の養田を耕作した人々の雑徭は免除されていたのか、また、簪力婦田が二町であるのに対し、采女田は三町であることの違いについて疑問が残っている。

さらに、大同二年では、采女の人数が四十二人であったのに対し、『延喜式』や寛平九年正月二十五日の太政官符では、采女の人数が四十七人と記されている。どの時期に四十七人となったか、検討することによって、大同二年以降の采女制度の流れがまたわかるのではないかと考える。

この他の疑問点や、詳しく言及することができなかった点については、再度検討し直していきたいと思う。

註釈

- (1) 門脇禎二『采女 献上された豪族の娘たち』一九六五年 中央公論社、須田春子『平安後宮十二司』『平安時代後宮及び女司の研究』一九八二年 千代田書房、春名宏昭『人物叢書 平城天皇』二〇〇九年 吉川弘文館
- (2) 他に『日本後紀』卷十七 大同四年四月戊寅条、卷二十 弘仁元年九月丁未条

- (3) 須田氏 前掲一書 一三三頁
- (4) 門脇氏 前掲一書 一四〇―一四二頁
- (5) 『類聚三代格』神宮司神主祢宜事 延暦十七年十月十一日太政官符  
宝龜八年については『続日本紀』卷三十二 宝龜八年九月乙丑条  
掌侍も掌蔵も同じ従七位に相当した。禄令九宮人給禄条
- (6) 『日本後紀』卷十七 大同三年四月丁卯条には薬子が従四位下で典侍と記されている。  
註七を参照
- (9) 目崎徳衛氏も、この処置については宝龜十年との関連から、内侍司における異例な禄の引き上げとはみなしておらず、大同二年から三年前半にかけて薬子は政治に対して強い歪みを与えていない、としている(目崎徳衛『平城朝の政治史的考察』『平安文化史論』一九八三年 桜楓社 四六頁)。
- (10) 『白氏文集』卷第六十二 懶放二首呈劉夢得吳方之  
春名氏 前掲一書 一五五頁
- (12) 『延喜式』卷四十 采女司式五采女養田条、六采女月料条、九樵丁等条
- (13) 采女養田の沿革等については、松原弘宣氏が詳しくまとめている(松原弘宣『采女資養法について』『日本歴史』三三三 一九七四年)。
- (14) 財団法人いわき市教育文化事業団編 いわき市埋蔵文化財調査報告 第七五冊『荒田目条里遺跡 古代河川跡の調査』二〇〇一年 いわき市教育委員会二号木簡 三四四頁
- (15) 平川南「里刀自論——福島県いわき市荒田目条里遺跡」『古代地方木簡の研究』二〇〇三年 吉川弘文館
- (16) 他にも、延暦九年四月十六日太政官符(『類聚三代格』卷十九 禁制事)から、農作業には多くの人手が必要とされたことが示されている(三上喜孝「古志田東木簡からみた古代の農業労働力編成」『山形県立米沢女子短期大学紀要』三六 二〇〇一年 一三二―一三六頁)。
- (17) 榎木謙周氏も、「向京衛士・仕丁の房戸の雑徭を免除してその分を役丁の資養にあてる」と解釈し、衛士・仕丁には、出身地から資養物が充てられることを指摘している(榎木謙周「律令制人民支配と労働力編成」『日本古代労働力編成の研究』一九九六年 塙書房 三三三頁)。

- また、仕女の養物は『延喜式』卷第十四 縫殿寮式二九仕女養物条にも規定されている。
- (18) 同様の規定が『延喜式』卷第二十二 民部省式上五〇膂力婦女条に見られる。
- (19) 『統日本紀』卷九神龜元年三月甲申条、『類聚三代格』卷六 公粮事 大同五年二月十七日 太政官符
- (20) 山里純一「律令制における運脚の路粮について」『国史学』一〇五 一九七八年
- (21) 天平六年出雲国計会帳 『大日本古文书』一卷 五八六頁
- (22) 松原氏は、これを養田の稲を軽物に交換した事の実例とみなしている（松原氏 前掲論文一三 二二頁）。
- (23) 榑木氏 前掲一七書 一二六頁
- (24) 井上薫氏の解釈を参考にした（井上薫「吾人制度の一考察」『日本古代の政治と宗教』一九六一年 吉川弘文館 三七頁）。
- (25) 本稿の史料の傍線は全て筆者が引いたものである。
- (26) 『統日本紀』卷八 養老四年九月丁丑条
- (27) 養老五年（七二二）に出羽国が陸奥按察使の管轄内に入ることが定められている。
- (28) 『統日本紀』卷八 養老五年八月癸巳条
- (29) 仕女と女丁は同一のものとされる（弥永貞三「仕丁の研究」『日本古代社会経済史研究』一九八〇年 岩波書店、曾我部静雄「仕丁と采女と女丁の源流」『法制史研究』一 一九五一年 一二二頁、松原氏 前掲一三論文）。
- (30) 吉野秋二氏は、それぞれが選された理由について、現地の軍事体制を強化する、軍団兵士、城柵修造に充てる課丁の確保、安定した定住人口の確保のためとしている（吉野秋二「古代東北の「調役」と雑徭」荣原永遠男、西山良平、吉川真司編『律令国家史論集』二〇一〇年 塙書房 三三三―三三九頁）。
- (31) 鈴木拓也「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」『古代東北の支配構造』一九九八年 吉川弘文館
- (32) 衛士は第二章の「史料七」を参照
- (33) 『類聚三代格』卷四 加減諸司官員并廃置事 大同三年二月十六日 太政官符
- (34) 鈴木氏は、仕丁や采女等の放還について、民力の休養、基盤強化のため、また「在京の陸奥出羽出身者を連れ戻すことにより、国外への人の流出を防ごうとしたもの」であり、彼らが京周辺に留住して編附されることを防止する機能を果たしたとしている。（鈴木氏「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」、『陸奥・出羽の浮浪逃亡政策』

- 前掲二九書 二五四頁)
- (33) 養老六年の他に『統日本紀』巻二 大宝二年四月壬子条、巻九 神龜三年九月己卯条、巻十九 天平勝宝七歲六月壬子条
- (34) 磯貝正義「采女制度の一研究」『史学雑誌』六七巻六号 一九五八年 二二頁、門脇氏 前掲一書 一〇〇頁、一〇一頁。門脇氏は、采女の増員の必要と、それまでの采女の徴発が不調だったために、毎郡一人とし、実際は五五五名も集まらなかったとしている。
- (35) 縫殿寮配属の采女は天平十七年の段階で七十七人であった(天平十七年十月十八日縫殿寮解 『大日本古文書』二巻 四六七頁)。
- (36) 後宮職員令集解一五縫司条所引古記「史料一五」参照
- (37) 『統日本紀』延暦元年七月丁未条に女孺於保磐城臣御炊がみえる。また、荒田目条里遺跡第二号木簡に「大領於保臣」とあり、平川南氏は磐城郡の郡領としている(註一四、一五参照)。このことから、石城国から采女の貢進が再開された可能性がある。
- (38) 註三五参照
- (39) 磯貝氏 前掲三四論文 二二頁
- (40) 曾我部静雄氏の解釈をもとに返り点をふった(曾我部氏 前掲二七論文)。
- (41) 天平八年七月二十九日内侍司牒『大日本古文書』二巻 四頁、天平八年八月二十六日内侍司牒 同 八頁、平城宮木簡 第一号 等
- (42) 積文は奈良国立文化財研究所『平城宮発掘調査出土木簡概報』二二 二条大路木簡一 奈良国立文化財研究所一九九〇年 十四頁。この木簡は、大膳職のものとしてされている。□は、欠損文字のうち字数の確認できるものとされている。(『平城京左京二条二坊・三条二坊発掘調査報告』本文編(奈良国立文化財研究所学報五四)一九九五年 一五八頁、寺崎保広「1988年出土の木簡(奈良・平城京跡)」『木簡研究』一一 一九八九年 一九二頁)
- (43) 天平勝宝四年七月二十二日経疏出納帳『大日本古文書』三巻五八五頁、天平勝宝五年五月一日写経奉請注文『大日本古文書』一二巻四四〇頁、天平勝宝四年経紙並軸緒納帳、『大日本古文書』一二巻三三四頁、ほか多数。

- (44) 吉川真司「奈良時代の宣」『律令官令制の研究』一九九八年 塙書房
- (45) 平城朝の政策については、主に大塚徳郎氏、春名宏昭氏の研究を参考にした（大塚徳郎「平安初期の政治史上における平城朝」『史潮』六九 一九五九年、春名宏昭『人物叢書 平城天皇』二〇〇九年 吉川弘文館）。
- (46) 『類聚三代格』巻八不動動用事 大同元年八月二十五日 太政官符
- (47) 例えば、『類聚三代格』巻十八賦伝事 大同元年六月十一日 太政官符、『日本後紀』大同二年九月己亥条など
- (48) 磯貝氏 前掲三四論文 二九頁
- (49) 磯貝氏 前掲三四論文 二二頁
- (50) 門脇氏 前掲一書 一四四頁
- (51) 神今食、大嘗祭等の儀式での采女の重要性は岡田精司氏や広川雅之氏が述べている（岡田精司「大化前代の服属儀礼と新嘗——食国（オスクニ）考——」I、II 『日本史研究』六十、六一 一九六二年、広川雅之「古代采女についての一考察——采女制の本質的意義の検討を中心として——」『北大史学』三三三 一九九三年）。
- (52) 坂本太郎「古代における雑色人の意義について」『日本古代史の基礎的研究』下 制度篇 一九六四年 東京大学出版 二八九—二九四頁
- (53) 磯貝氏 註四九、門脇氏 註五〇参照
- (54) 『類聚三代格』巻四 加減諸司官員并廢置事 寛平九年正月二十五日 太政官符
- (55) 『続日本後紀』巻一 天長十年三月乙巳条、巻五 承和三年四月壬辰条、『日本三代実録』巻四十一 元慶六年正月乙巳条、丙午条の宴
- (56) 例えば、『儀式』巻第七 正月七日儀など
- (57) 『類聚三代格』巻四 加減諸司官員并廢置事 大同元年十月十三日 太政官符
- (58) 同様の見解を、磯貝氏が出されている。（磯貝氏 前掲三四論文）
- (59) 『日本後紀』巻二十一 弘仁四年正月丁丑条  
弘仁二年には、八月十一日と十一月九日、弘仁三年には六月五日に租税が免除されているが、いずれも全国的な範囲のものではない（『日本後紀』巻二十一 弘仁二年五月癸丑条、十一月庚子条、同巻二十一 六月辛卯条）。

The stop of the system of *Uneme* of the 807 (the second of Daido)

OKADA, Sachiko

The purpose of this article is to consider the reason that the system of *Uneme* was stopped in 807(the second of Daido). This theme has been thought that *Fujiwara-no-Kusuko* who was favored by the emperor *Heizei*, and her jealousy and scorn for *Uneme* accounted for the stop of the system of *Uneme*. In this way, former studies pay attention to internal conditions of Inner Palaces. In this article, I considered the background of stopping the system by paying attention to the whole system of *Uneme*. To put it concretely, I considered the relation of *Uneme* to her home town, the background of former changes of system, tasks of *Uneme*, and tendencies of policies at this time. About the relation of *Uneme* to her home town, I took production and transportation of *Uneme no yomotsu* as an object of study. People who live in country where offered *Uneme* shouldered these burdens. Before 807, the system of *Uneme* has changed. Reasons of these change were burdens of *Uneme no yomotsu* and the situation of the country. For example, in 722 (the sixth of Yoro), the system of *Uneme* was stopped by rebellion of *Emishi* and exemption of *Yomotsu*. *Uneme* worked at *Moitori no tsukasa* and *Kashiwade no tsukasa*. Except these offices, they worked as *Nyoyu* or superior woman officer. Like these *Uneme* informed man officer to intentions of the emperor. That contents contained things which were related to the emperor's daily life. About policies at this time, I considered them toward districts and officers. At this time, conditions of impoverishment in districts were informed the Imperial Court by *Kansatsushi*. Moreover, the payment of tax wasn't smooth from the Enryaku period. On these points, offering *Uneme* was stopped by impoverishment and conditions of payment of tax and *Yomotsu*. About officer's policies, I paid attention to annexation of *Uneme no tsukasa* and *Naidonryo*. These officer's

jobs were similar. Therefore, I think that the purpose of this annexation was to gather rating of woman officer. The article ordering to stop the system in 807, show that the object of this intended for all *Uneme*(*Uneme*, *Nyoju* and superior woman officer who are from *Uneme*), and *Uneme* intended by this order wasn't treated as *Uneme* after this. Thus we can see that the reason for the stop of the system of offering *Uneme* is to reduce regional people's burdens, and to dissolve conditions which there were *Nyoju* and superior woman officer from *Uneme*. Moreover, we can see that there were two changes which *Uneme*'s jobs were restricted to *Motiori no tsukasa* and *Kashiwade no tsukasa*, and which *Nyoju* and superior woman officer from *Uneme* weren't treated as *Uneme*.

(人文科学研究科史学専攻 博士前期課程修了(平成二十四年度))

